

鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業に係るQ&A

令和6年5月2日現在

項目	Q	A
事業全般	補助限度額が20万円とあるが、1法人あたり・1施設あたりのどちらか。	1施設あたりの補助限度額です。なお、同一法人が複数の施設等を受入れする場合は、計60万円(2施設であれば計40万円)が上限です。
	法人本部が一括して外国人介護職員への取組をしているが、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。	外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分する等御対応をお願いします。
	外国人介護職員の在留資格に対象範囲があるか。	全ての在留資格が対象となります。
	今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。	原則、年度内に受入のために行った取組が対象となりますが、雇用予定であることを証明する書類を提出いただく等、必要性があると判断できる場合は対象となります。
	新型コロナウイルス感染症の影響等やむを得ない事情により、外国人介護職員の入国が遅れたため今年度中に雇用できなかった場合、今年度中に実施した取組は補助対象となるか。	外国人介護職員を円滑に受け入れるための準備に係る取組を実施した場合は、補助対象となります。
	外国人介護職員の受入にあたって必要となる監理団体等へ支払う監理費は、補助対象となりますか。	対象外です。
	外国人介護職員の人件費は対象となるか。	対象外です。
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組	外国人介護職員の日本語学習について、zoom やskype を活用したオンラインによる学習も補助対象になるか。	補助対象となります。
	受入が決定している外国人介護職員とのオンライン面談を目的とした、又は、外国人介護職員のオンラインによる日本語学習を目的とした、タブレット端末の購入費用は補助対象になるか。	本事業の目的にのみ使用することが明確である場合、補助対象となります。ただし、単価10万円未満のものに限ります。
	事業者が支払った日本語能力試験(JLPT やNAT-TEST)の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。	補助対象となります。ただし、同行者に係る旅費は対象外です。
	研修・講演を依頼した講師に対して昼食を手配した場合、補助対象となるか。	講師への昼食は対象外です。
外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組	事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。	介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、対象とする。ただし、鳥取県社会福祉事業包括支援事業(鳥取県社会福祉協議会が行う初任者研修及び実務者研修に対する補助)による補助金併給は不可。
	日本人の施設職員が、勤務時間外に、外国人介護人材に対して日本語学習や介護の専門知識の学習の支援を行った際の手当は対象となるか。	勤務時間外において、介護福祉士資格取得や職場・入居者等とのコミュニケーション促進のため、外国人介護人材の学習支援を行う日本人職員の手当(人件費)については、対象となります。
	介護福祉士養成施設の授業料は補助対象になるか。	対象外です。
	事業者が支払った技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。	対象外です。
外国人介護職員の生活支援に必要な取組	家電(電子レンジ・洗濯機等)の購入、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱水道費は補助対象となるか。	外国人介護職員の生活に必要な備品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は、対象外です。
	施設が自転車を購入し外国人介護職員に貸与する場合、自転車購入費用は補助対象になるか。	補助対象となります。なお、施設管理者は、外国人職員に係る自転車保険への加入や対す交通法規の遵守等指導を適切に行う必要があります。※自転車に限らず、保険への加入義務等が求められる物品購入において同様取扱いとします。※ロードバイク等の嗜好性が高いもの、単価10万円を超えるものは補助対象外。
	外国人介護職員に対する生活支援として関わる施設職員の人件費について、補助対象経費に認められるか。	施設の介護職員の人件費で補助対象となるのは、通常支払われる給料とは別に、外国人介護職員の生活面のサポート(メンタルケア等)を行い、それに係る人件費を職員に支払った場合に限りです。
	「メンタルケアに必要な取組」とは何か。	外国人介護職員を対象としたカウンセリングに要した費用や外国人介護職員の相談サポートに従事する職員の手当、外国人介護職員の指導担当者等がメンタルケアに係る講習に参加した場合の経費等が想定されます。
	外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。	交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外ですので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域の交流会等についても同様です。
日本人の施設職員が、勤務時間外に、外国人介護人材に対して、介護施設や住居の近隣地域等などの把握や情報提供のために案内することは、手当の対象となるか。	外国人介護人材の就労先及び居住地における近隣地域の状況等、就労・生活環境に係る情報については、外国人介護人材がその地域で生活を始める上での基本情報として、受入施設が当然提供すべき情報であると考えられることから、対象となりません。	
介護福祉士養成施設等に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組	留学生に対する日本語学習の課外授業や個別指導を実施した場合は対象となるか?	当該事業は教員の質の向上を行う取組が対象となりますので、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業(介護分)補助金における、介護従事者の確保に関する事業のメニュー「将来の介護サービスを支える若者世代の参入促進事業」を御活用ください。
	介護福祉士養成施設の教員に係る人件費は対象となるか。	対象外です。

